(遞信省認可)

(定價金二錢)　(日曜日休刊)

# 時事新報

第千五百九十六號
明治二十年五月廿四日　火曜日
丁亥閏四月二日（己丑）
（西曆一千八百八十七年）

## 時事新報

### 道路の事を忽にす可らず

國の經濟に運輸交通の大切なるは明白の事實にして社會全般の盛衰利害殆んど皆これが支配を受けざる無きあり例へば鐵道の事の如きも平素我輩の論意は專ら之の點よりて其敷設を主張して已まざりし者なれ共元來鐵道の事業は民間私立の會社に於て之を營ミ利益を以て目的と爲すが故に其利の在る處には鐵道興り政府の干渉を用ひずして其事業は颯々と排取るものあり然るに之に引替へて道路の一事は公共の利便鐵道に比して其要用を減せずと雖も皆之を營んで利益あるの事業にもあらず國民一般無税勝手に往來すべき公道なれば端はゞ其便利を利するのみにして何人も其損失に當るの責任なし故に官の手に於て監督を怠る時は道路忽ち廢壞して交通殆んど行はる可らざるの極度に達する場合あれども人民をして私の責任なき道路に對して費用を拋ち修繕を加へしめんとするも之に應ずる者少なれは自然の勢にして歸する所は社會の衰退損失に外ならざるべし鐵道の經濟と道路の經濟とは同日にして論す可らざるなり

今日の景況は國中到る處として鐵道敷設の企て有らざるは無く西より東より政府に設立の許可を出願するもの日増盛んにして已まざるは大に賀すべきの次第にして續て此等の鐵道悉くその敷設を竣はる曉にも至らば國内の交通運輸は自由自在と爲りて富の増殖、民福の進捗も此上無かるべく日本の天地化して至樂の境土たらんこと我輩の今日より企望する所なりと雖も然れ共鐵道の敷設には自から其際限あるものにして線路の縱橫この國の全面に蜘蛛網を張るといふが如きの話しは兩陸實際に行はるべき事にも非ず例へば東北の鐵道より東海道、山陽道幷に九州の鐵道を通して國の兩極端に一線の聯絡を附け其他此處彼處の要所に支線若くは分線を設けて一通りの經緯備はらば日本國の鐵道事業は先づ成功を告げたる者と評して可なからん然るに目下の勢ひにては此等の諸線路は總て民間れ私に於て充分經營の力有らざる無く政府の過に於て特別の世話保護を下さずとも一國に必要なる丈けの鐵道は勿論落成す可き勢ふして此際強て政府より手を出し工事を自營し試はその商賣を營むが如きは寧ろ人民の私業と相競ふの痕迹もありて面白からざれば淡泊にこれを民間の經營に任せて然るべき次第なれ共之れに反し日本今日まで道路の有樣と如何にと云ふに二十年前封建の世れ中には各藩領國の風として互に交通の繁きを忌み人に近づかず又近づけざるして猶り道路の廢壞を意とせざるのみか故さらに其迂曲凸凹を宜しとして數百年の星霜に道路は唯嶮險難惡の一方に傾くのまありし、然るに明治の維新一擧、道路も世と與に改まるべきの處、尚ほ依然として其舊態を存するもの多きは遺憾なりと云ふ可し教育の事、警察の事、勸業れ事凡ろ中央政府の手に於て自身其事業に干渉して國庫より費用を補給し大に其面目を更新したるもの尠からずと雖も獨り道路の一事に至りては如何なる故か他の種類の業務はどふは干渉無くして其費用の如きも多くは地方の經濟に放任まく中央政府は殆んど之を顧みざるもの、如し或れ國道縣道開鑿云々の擧もありされども動もすればろの實功を奏せず又地方によりては一時管内道路の修繕に着目して大に費用を拋ちたるの處もあれ共爾後年々の手入れ行屆かずして又も昔しの廢頽に立返りたるもの尠からず中には地方官の注意厚く其管内と限りては道路平坦にして工事大に見るべき者の有る其隣縣に一歩と踏み出せば雲泥相違して道路の狹隘壞惡與に言語に斷えたるもの無きにも非ず又右の如く道路の事は地方經濟の負擔に係るが故に地方官その人を得るの間は可なり修繕も屆きたるに其人物の交代と與に道路も亦變更して舊時の壞惡に歸するの例も少なからず又日本人は多年封建れ惡道路を踏み熟れたる習慣あるが爲めに兎角に道路れ事を忽々にし例へば府縣會の議論に在りても道路文明の贅澤物なりと云ふが如き意想を以て之を迎ふるの色を含むものさへあるほどの事情にして何分にも其改良れ一事に就き眞實に官民の贊成を得るは今日の勢に於て甚だ易からざること、知る可し日本に來遊したる西洋人が箱根或れ日光に赴きて往復道路の險惡よ避易して其難を訴ふるは毎度我輩の耳よする所なれ共更に内地に旅行それば國道縣道にして其險惡なれよりも甚しき者比々皆な是なり蓋し西洋に於ては古來よりの慣例として道路修繕の制度能く整ひ各州縣には概ね道路官なるものゝ有りて常に道路の事を監督し少しにても破損あれば之と修繕そるよしなれども日本には斯る道路官の特任なきのまならず地方官民の注意全體に疎略にしてあれに目と注がず其の險惡に流れたるも亦怪むに足らざるなり將さ一歩を進めて論ずるに鐵道と道路とは直接の關係を有そるものにして國内の富源貨物も平坦なる道路に依頼せざれば之を鐵道の所在地まで運搬する能はざるの道理にならずや之を喩へば鐵道の食料即ち其繁昌を補養するものは乘客と荷物とにして此客と荷物とを鐵道に送り込むものは之に通ずる無數の道路より外ならず故に尋常の車道人道の鐵道に於けるは恰かも食料の運送方にして其道便ならざれば鐵道は常に飢へて繁榮せざるのみならず最も不便なるに於ては生力と斷て斃るゝこともなるべし今の全國道路の不完全なる果して能く此補養運送の用に適す可きや疑はざるを得ず倚は此事に關しては更に詳細に論ずべきの意見もあれば他日重ねて大方の敎を乞はんと欲する者なり

## 官報

○警察令第十號

貸座敷引手茶屋娼妓取締規則左ノ通之ヲ定メ明治二十年六月一日ヨリ施行ス但明治十五年(十二月)乙第十八號達ハ廢止ス

明治二十年五月二十三日　警視總監三島通庸

貸座敷引手茶屋娼妓取締規則

第一章　總則

第一條　貸座敷引手茶屋ノ業ハ警視廳ニ於テ免許シタル區域内並ニ娼妓稼ハ貸座敷内ニ限ルモノトス○第二條　根津及ヒ四宿(品川、新宿、千住、板橋)ニ於テハ新タニ貸座敷ヲ開業シ及ヒ他ニ讓渡ヲ爲スヲ許サス但引手茶屋ハ場所ノ區別ナク都テ新規開業又ハ他ニ讓渡ヲ爲スコトヲ得ス○第三條　貸座敷ヲ新タニ開業シ又ハ讓受開業セントスル者ハ族籍住所氏名年齡樓名屋號及ヒ等格ヲ定メ取締加印ノ上區長又ハ戸長ノ奧印ヲ受ケタル書面ヲ以テ警視廳ニ願出免許鑑札ヲ受ク可シ但讓受ノ願書ニハ讓渡人ノ連署ヲ要ス○第四條　相續人又ハ同籍ノ家族ニ讓渡スハ第二條ノ限外トス尤モ讓受ケ本業ヲ繼續セントスル者ハ其事由ヲ詳記シ第三條讓受ノ手續ニ依リ免許鑑札ヲ受ク可シ尚ホ此場合ニ於テハ同業者中ヨリ二名ノ證人ヲ立テ其連署ヲ要ス○第五條　未丁年ニシテ後見人ナキ者白痴瘋癲者及ヒ幼者ヲ略取誘拐スル罪猥褻姦淫ノ罪強竊盜ノ罪ヲ犯シ處刑セラレタル者並公權剝奪停止中ノ者ハ貸座敷引手茶屋タルコトヲ得ス○第六條　娼妓タラントスル者ハ願書ニ其實情ヲ詳具シ父母及ヒ證人二名並ニ寄寓スヘキ貸座敷主ト連署シ其等格揚代金及ヒ結約條件ヲ附記シ籍面ヲ添ヘ取締加印ノ上區長又ハ戸長ノ奧印ヲ受ケ警視廳ニ願出免許鑑札ヲ受クヘシ警視廳ハ其斷意及ヒ身體ヲ審査ノ上許否ス但シ十六歲未滿ノ者ハ娼妓タルコトヲ得ス○第七條　族籍住所氏名及ヒ等格揚代金ヲ變換シ又ハ鑑札ヲ遺失毀損シタルトキハ三日以内ニ取締加印ノ書面ヲ以テ警視廳ニ願出更ニ鑑札ヲ受クヘシ但貸座敷引手茶屋ニシテ樓名屋號娼妓ニシテ妓名ヲ變換シタルトキハ同上ノ手續ヲ以テ届出ヘシ但族籍住所氏名ノ變換ニ係ルハ區長又ハ戸長ノ奧印ヲ要ス○第八條　廢業シタル者ハ三日以内ニ取締加印ノ書面ヲ以テ警視廳ニ届出鑑札返納スヘシ貸座敷引手茶屋休業又ハ就業セシトキハ前項ノ手續ニ依リ其旨届出ツヘシ○第九條　免許鑑札ハ他ニ貸與シ又ハ抵當質入等ヲ爲スコトヲ得ス○第十條　貸座敷引手茶屋及ヒ娼妓賦金ノ額ヲ定ムルコト左ノ如シ

一貸座敷ハ一箇月ニ付

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一等 | 家屋二百五十坪以上 | 一坪ニ付 | 金三十錢 |
| 二等 | 同　二百坪以上 | 同 | 金廿五錢 |
| 三等 | 同　百坪以上 | 同 | 金十五錢 |
| 四等 | 同　百坪未滿 | 同 | 金十錢 |

右二階ハ其建坪一坪ヲ七合三階以上ハ同一坪ヲ五合ノ割合ヲ以テ徴收ス

二引手茶屋ハ一箇月ニ付

| | | |
|---|---|---|
| 一等 | 家屋三十坪以上 | 金四圓 |
| 二等 | 同　二十坪以上 | 金三圓 |
| 三等 | 同　二十坪未滿 | 金二圓 |

三娼妓ハ一箇月ニ付

| | |
|---|---|
| 一等 | 金三圓 |
| 二等 | 金二圓 |
| 三等 | 金一圓 |
| 四等 | 金五十錢 |

第十一條　賦金ハ前月分ヲ翌月五日限リ警視廳ニ納ムヘシ、娼妓休業中ハ日割ヲ以テ賦金ヲ免除ス但休業又ハ就業トモ三日以内ニ取締加印ノ書面ヲ以テ警視廳ニ届出ヘシ休業ノ届出ヲナササル者ハ免除ノ限リニアラス○第十二條　貸座敷引手茶屋及ヒ娼妓ハ一區域毎ニ正副取締ヲ選擧シ警視廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ警視廳ニ於テ適當ト認メサルトキハ再選ヲ命シ又ハ特選スルコトアルヘシ○第十三條　取締ハ其區域内貸座敷引手茶屋主二十五年以上ノ男子ニシテ地所又ハ家屋ヲ有シ幷ニ業體ニ關スル諸規則類ヲ解讀シ略ホ算筆ニ通スル者ニ限ル可シ○第十四條　取締ノ任期ハ滿二箇年トス尤モ滿期再選スルコトヲ得ヘシ但任期中ト雖ニ不都合ノ所爲アル者ハ臨時改選セシムルコトアルヘシ○第十五條　取締ニ於テ取扱フヘキ事項ハ別ニ定ムル所ニ從フヘシ○第十六條　取締ハ事務ノ繁閑ニ隨ヒ適宜書記ヲ置クコトヲ得○第十七條　貸座敷引手茶屋娼妓ハ一區域毎ニ協議ノ上規約ヲ設ケ取締加印ノ上警視廳ノ認可ヲ受クヘシ其改正ノトキモ亦同シ但規約ニ入ラサル者ハ其業ヲ爲スコトヲ得ス○第十八條　客人ニ關シ取締ヲ要スル廉ハ別段ノ命令ニ依リ娼妓ニ在テハ貸座敷主貸座敷主引手茶屋主ニ在テハ警察署又ハ巡行巡査ニ申告スヘシ○第十九條　貸座敷引手茶屋娼妓ニ於テ男女ヲ雇入又ハ解雇シタルトキハ其族籍氏名年齡ヲ詳記シ三日以内ニ所轄警察署ニ届出ヘシ○第二十條　雇人ノ所爲ト雖ニ業體上ニ關スルコトハ雇主其責ヲ免カルヽコトヲ得ス

第二章　貸座敷及引手茶屋